

公用車(軽貨物自動車) 借上げ仕様書

1	リース物件名	公用車(軽貨物自動車)
2	品質・形状・寸法 又は型式	軽貨物自動車(ワンボックスバン)、5ドア(後部両側スライドドア)、ハイルーフ 【詳細は別紙仕様書のとおり】
3	設置場所	横須賀市公用車車庫(横須賀市小川町18番地)
4	リース期間	平成31年(2019年)3月1日から平成38年(2026年)2月28日までの84カ月とする。 ※納車日は、平成31年2月28日とする。 ※登録日は、別途協議により決定する。
5	保守契約	賃貸人が維持管理を行う。 ・継続車検、法定点検。 ・一般的消耗品交換、油脂類交換・補充、バッテリー交換、タイヤ交換、クーラー及びエアコンのガス交換。 ・一般的な修理。 ・継続車検、法定点検の期日1月前には賃借人に対し期日が迫っている旨の通知をすること。
6	リース物件 設置・撤去費用	納車及び返還にかかる経費は、賃貸人の負担とする。
7	動産総合保険	動産総合保険は不要。
8	リース物件の 固定資産税	固定資産税は非課税のため、リース料に算入しないこと。
9	リース期間 満了後の措置	<b>返 還</b> ・ 賃借人の所有権に帰属
10	契約方法	長期継続契約によるリース契約 (初年度は総価契約、2年度目以降は月額契約)
11	支払方法	1月分ごとの後払いとする。
12	入札金額	84カ月分のリース料率で算定し、初年度の支出予定となる1カ月分の借上金額(消費税抜き)として記入すること。
13	その他事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下記の車両を下取車とし、その費用を含めること。</li> <li>・下取期日(引取り日)は納車日から14日以内とし、別途協議するものとする。</li> <li>・引取り場所は横須賀市道路維持センター(横須賀市公郷町4-4)とする。</li> <li>・下取車の抹消登録又は名義変更及び処分等は、受注者の責任において速やかに行い、抹消登録証明書(名義変更の場合はそれを証明する書類)を市に提出すること。</li> <li>・下取車の引取り後、速やかに「横須賀市」の文字を復元できないように消去すること。 また、それを証明する書類(文字を消去した状態を撮影した写真等)を市に提出すること。</li> <li>・下取車両は本件リース車両が納車されるまで使用することから、走行距離は1カ月あたり1,000km程度増加する。</li> <li>・下取価格の積算にあたり、現車確認が必要な場合は、土木部道路維持課と日程調整の上、平成30年10月23日12:00までに下取り車両を確認すること。</li> </ul> <p>○下取車両 ダイハツ ハイゼットカーゴ 自動車登録番号: 横浜480あ5496 型式: LE-S320V 初度登録年月: 平成17年5月 車検満了日: 平成31年5月19日 走行距離: 98,459km(平成30年8月末日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リース期間満了後は車両を返還する。再リースを行う場合は、リース期間満前に別途協議するものとする。</li> <li>・リース期間満了後に車両を返還した場合は、速やかに「横須賀市」の文字を復元できないように消去すること。 また、それを証明する書類(文字を消去した状態を撮影した写真等)を市に提出すること。</li> <li>・登録諸費用、自動車取得税、自動車重量税、自賠責保険、自動車税、自動車リサイクル法にかかる費用は、リース料に含むものとする。</li> <li>・横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針による対象物品であるか否かは問わない。 (上記方針については、本市ホームページ「よこすかのグリーン購入」を参照してください)</li> <li>・仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。</li> </ul>
14	連絡先	土木部道路維持課 原 046-822-8374

## リース車両仕様書

- 1 車 種 軽貨物自動車（ワンボックスバン）  
5ドア（後部両側スライドドア）、ハイルーフ  
  
台数：1台  
燃料：ガソリン  
乗車定員：4人  
排気量：660CCクラス  
変速機：4速AT  
駆動方式：パートタイム4WD  
車体色：シルバー  
年間走行予定距離：約12,000km  
新規登録車（いわゆる新車）であること
- 2 仕 様 パワーステアリング、集中ドアロック、エアコン、後部座席ヘッドレスト  
AMFMラジオ、前後フロアマット（ラバーマット）、ドアバイザー、
- 3 付 属 品 標準工具一式
- 4 そ の 他
  - (1) 車輛側面（後方寄り）に「横須賀市」の文字入れを行う。  
左右両面に先頭より表示し、黒色丸ゴシック体で、1文字の大きさは5cm角とする。
  - (2) 取付けを行う製品は、道路運送車両法等の関係法令に適合したものとすること。
  - (3) この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとすること。